

令和7年度 鳥獣保護区等の指定について

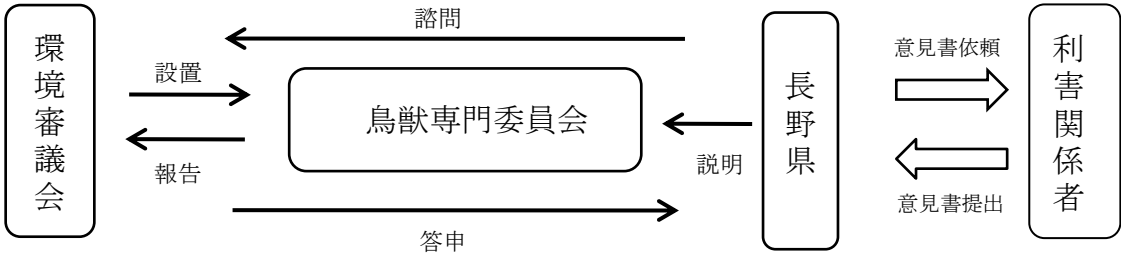
森林づくり推進課 鳥獣対策係

1 鳥獣保護区等の指定一覧

名称・区分	所在地	指定の趣旨	面積 (ha)	指定期間	根拠
再指定 じゅうざんがけとくしゅ 十三崖特殊鳥獣保護区 特別保護地区	中野市、 山ノ内町	十三崖特殊鳥獣保護区の区域内で身近な鳥獣の生息地の保全を図る地域として、「身近な鳥獣の生息地の特別保護地区」に指定するもの。	3	R7. 11. 1～ R17. 10. 31 (10年間)	法第29条 第4項
再指定 えんれい 塩嶺鳥獣保護区 特別保護地区	岡谷市、 塩尻市	塩嶺鳥獣保護区の区域内で特に鳥獣の保護を図るため、良好な鳥獣の生息環境となっている地域として、「森林鳥獣生息地の特別保護地区」に指定するもの。	121	R7. 11. 1～ R17. 10. 31 (10年間)	法第29条 第4項

※区分の説明については2頁「鳥獣保護区等区分」参照

2 (1) 答申までの流れ



(2) スケジュール

実施機関	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月～3月
環境省							● 届出	
環境審議会		● 諮問				● 答申		
鳥獣専門委員会					● 現地検討			
備考	→ 利害関係者の意見書							→ 狩猟期間

3 鳥獣専門委員会

- (1) 日時 令和7年8月22日(金) 13時30分～15時00分
- (2) 場所 十三崖特殊鳥獣保護区特別保護地区、北信合同庁舎
- (3) 内容 現地調査、会議
- (4) 専門委員会での意見

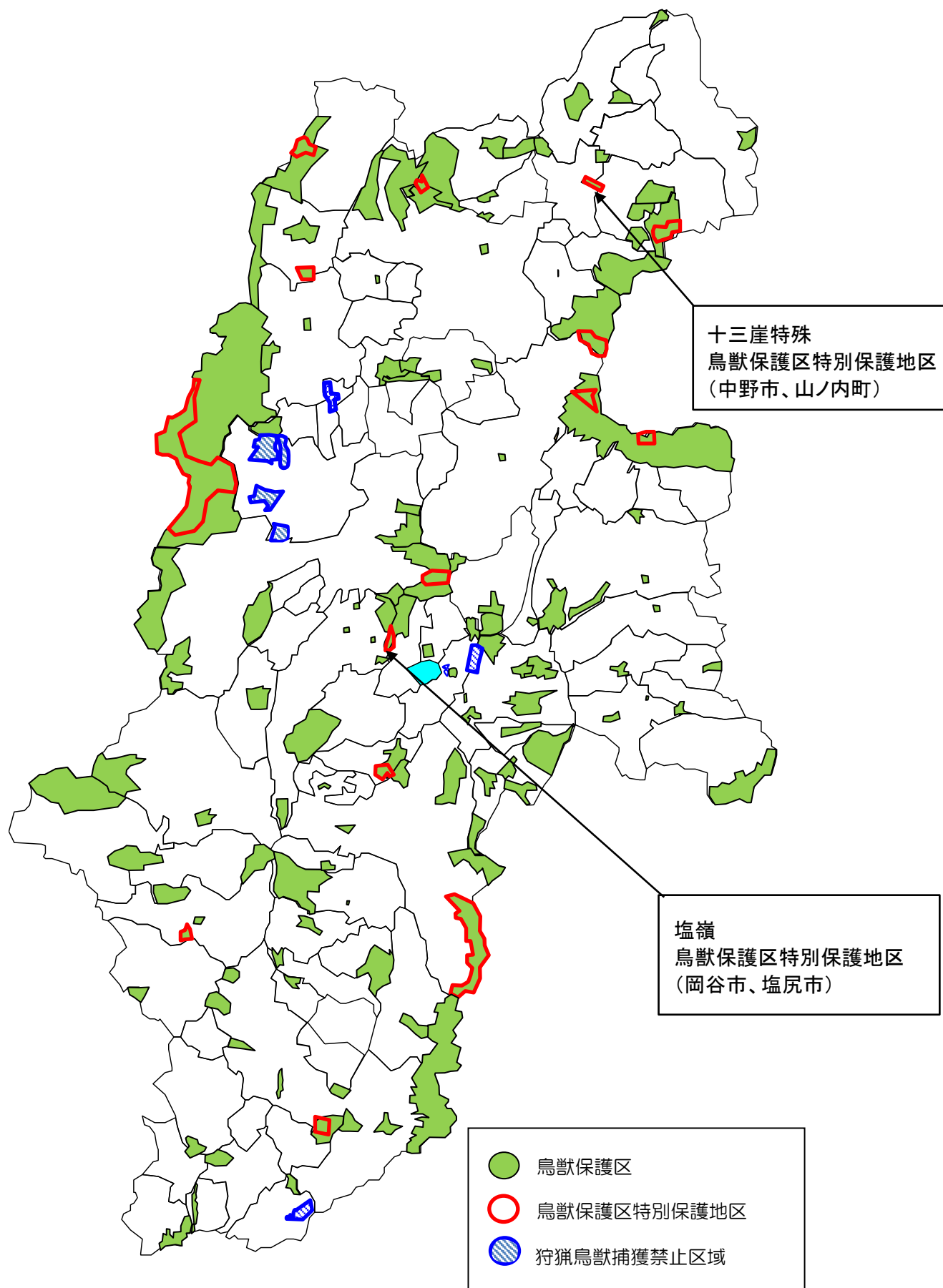
諮問された2地区の指定については、異議なし

(その他のご意見については、資料2-2のとおり)

【鳥獣保護区等区分】

区分名	内容
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要がある場合に指定する区域で一定の開発行為が制限される。
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域
狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカ、イノシシを除く)	特定の狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域。 長野県においては、農林業被害を軽減するためにニホンジカ、イノシシの捕獲を促進する必要がある地域について、ニホンジカとイノシシだけを除く狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域として指定。 ※狩猟期間中にニホンジカ、イノシシのみ狩猟を認める区域
特定猟具使用禁止区域	狩猟に伴う猟具による危険予防のため、特定の猟具による狩猟を禁止する区域（県内においては銃猟を禁止する地域のみ指定）
指定猟法禁止区域（鉛散弾）	鳥獣の保護のため、鉛銃弾の指定猟法を禁止する区域
休猟区	狩猟鳥獣が減少した地域において、自然繁殖を促進し、狩猟資源の回復を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域

令和7年度鳥獣保護区等指定計画位置図



令和7年度長野県環境審議会鳥獣専門委員会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属・職
学識経験者	上原 貴夫	佐久大学 客員教授
	水谷 瑞希	信州大学教育学部附属志賀自然教育研究施設 准教授
	笠原 里恵	信州大学理学部 助教授
	小林 篤	長野県環境保全研究所自然環境部 技師
保護団体	上條 恒嗣	信州野鳥の会 顧問
利害関係者等	佐藤 繁	(一社)長野県猟友会 常務理事兼事務局長
	小林 敏樹	長野県森林組合連合会 総務部部長
	藤井 勝	中部森林管理局 計画保全部 保全課長
関係行政機関	丸ノ内 美恵子	環境省信越自然環境事務所 野生生物企画官